

## 管理運営上のリスク分担表

種類	内容	リスク負担者	
		組合	指定管理者
物価変動	一定範囲内の物価変動に伴う人件費、物品費、光熱水費等の経費の増		○
	一定範囲を超える物価変動に伴う人件費、物品費、光熱水費等の経費の増	協議事項	
資金調達	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
	金利変動に伴う資金調達経費等の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制上の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
介護報酬の改定	収入・支出の増減		○
施設・設備の損傷等	経年劣化によるもので小規模（1件につき原則100万円未満）なもの。		○
	経年劣化によるもので上記以外のものうち、組合が負担することが必要と認められるもの。	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの。		○
	第三者の行為で相手方が特定できないものうち小規模（1件につき原則100万円未満）なもの。		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもので上記以外のもの。	協議事項	
備品の損傷	経年劣化によるもので小規模（1件につき原則30万円未満）なもの。		○
	指定管理者の管理瑕疵により損害した場合 指定管理者が新規に購入した備品の損害		○
	経年劣化によるもので上記以外のものうち、組合が負担することが必要と認められるもの。	○	

備品の修繕	備品の修繕で小規模（1件につき原則30万円未満）なもの。		○
	指定管理者の管理瑕疵により損害した修繕 指定管理者が新規に購入した備品の修繕		○
	備品の修繕で上記以外のもののうち、組合が負担することが必要と認められるもの。	○	
図書資料等の棄損等	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの。		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもののうち小規模（年間10万円以下）なもの。		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもので上記以外のもの。	協議事項	
利用者及び第三者への賠償	指定管理者の責めの帰すべき事由により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協議事項	
地域住民及び施設利用者等の苦情対策	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
政治・行政的理由	政治・行政的理由から施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費において当該理由により経費が増加する場合	○	
セキュリティ	整備不備による情報漏洩、犯罪発生の場合		○
引継・事業終了時の経費	施設運営の引継（指定期間前の準備及び次期指定管理者への引継）及び指定期間が満了した場合又は期間内において業務を廃止した場合における撤収費用		○
債務不履行	組合が協定内容を不履行	○	